

島根県政務活動費の交付に関する規程

平成13年3月30日

島根県議会告示第2号

改正 平成15年12月19日議会告示第6号

平成19年4月3日議会告示第3号

平成25年3月1日議会告示第2号

平成27年3月31日議会告示第2号

平成29年9月1日議会告示第3号

令和3年7月16日議会告示第4号

〔島根県政務調査費の交付に関する規程〕を次のように定める。

島根県政務活動費の交付に関する規程

(平25議会告示2・改称)

(趣旨)

第1条 この規程は、島根県政務活動費の交付に関する条例（平成13年島根県条例第31号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(平25議会告示2・一部改正)

(会派結成届等)

第2条 条例第5条に規定する会派結成届、会派異動届及び会派解散届は、それぞれ別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第6条に規定する通知は、別記様式第4号によるものとする。

(収支報告書等)

第4条 条例第10条第1項から第3項までに規定する収支報告書は、別記様式第5号及び別記様式第6号によるものとする。

2 条例第10条第4項に規定する領収書等の写しは、別記様式第7号により提出するものとする。

3 前項の場合において、調査研究（海外で行うものに限り、視察を含む。）又は調査委託に関する支出に係る領収書等の写しを提出するときは、別記様式第7号の2による政務活動報告書を添付するものとする。

4 条例第10条第5項に規定する支払証明書は、別記様式第8号によるものとする。

(平19議会告示3・一部改正、平25議会告示2・旧第5条繰上、平27議会告示2・一部改正)

(収支報告書等の写しの送付)

第5条 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書、領収書等及び支払証明書の写しを別記様式第9号により知事に送付するものとする。

(平19議会告示3・一部改正、平25議会告示2・旧第6条繰上)

(証拠書類等の整理保管)

第6条 会派の政務活動費経理責任者及び議員は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(平25議会告示2・旧第7条繰上・一部改正)

(収支報告書等の閲覧)

第7条 条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 前項で規定する閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

(平19議会告示3・一部改正、平25議会告示2・旧第8条繰上・一部改正)

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年議会告示第6号) 抄

(施行期日)

1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年議会告示第3号)

この告示は、平成19年5月1日から施行する。

附 則 (平成25年議会告示第2号)

この告示は、平成25年3月1日から施行する。

附 則 (平成27年議会告示第2号)

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島根県政務活動費の交付に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、同日前にこの告示による改正前の島根県政務

活動費の交付に関する規程の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

附 則（平成29年議会告示第3号）

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（令和3年議会告示第4号）

この告示は、令和3年7月16日から施行する。

別記様式第1号（第2条関係）

（平15議会告示6・追加、平25議会告示2・令3議会告示4・一部改正）

年 月 日

島根県議会議長 様

会派名

代表者名

会派結成届

島根県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

別記様式第2号（第2条関係）

（平15議会告示6・追加、平25議会告示2・令3議会告示4・一部改正）

年 月 日

島根県議会議長 様

会派名

代表者名

会派異動届

島根県政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務活動費経理責任者の氏名		
所属議員数		
異動のあった所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)

別記様式第3号（第2条関係）

（平15議会告示6・追加、平25議会告示2・令3議会告示4・一部改正）

年 月 日

島根県議会議長 様

会派名

代表者名

会派解散届

島根県政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

別記様式第4号（第3条関係）

（平15議会告示6・追加、平25議会告示2・令3議会告示4・一部改正）

年 月 日

島根県知事 様

島根県議会議長
氏名

政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について

島根県政務活動費の交付に関する条例第6条の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

1 会派について

別紙会派結成（異動、解散）届のとおり。

2 議員について

別紙議員名簿のとおり。

別記様式第5号（第4条関係）

（平15議会告示6・追加、平25議会告示2・令3議会告示4・一部改正）

年 月 日

年度政務活動費収支報告書

島根県議会議長 様

会派名

代表者名

1 収入

政務活動費 _____円

2 支出

（単位：円）

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残余（政務活動費返還額）

_____円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

別記様式第6号（第4条関係）

（平15議会告示6・追加、平25議会告示2・令3議会告示4・一部改正）

年 月 日

年度政務活動費収支報告書

島根県議会議長 様

島根県議会議員

氏名

1 収入

政務活動費 _____ 円

2 支出

（単位：円）

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費		
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
事務所費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残余（政務活動費返還額）

_____ 円

注）備考欄には、主たる支出の内訳を記載すること。

別記様式第7号（第4条関係）

（平27議会告示2・全改）

領収書等添付票

経費の項目		添付票整理番号	
使途			
政務活動費の支出額			
領収書等の写し添付欄			

注) 1 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」の余白に按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

2 調査研究（海外で行うものに限り、視察を含む。）又は調査委託に関する支出に係る領収書等の写しを提出する場合には、政務活動報告書（別記様式第7号の2）を添付すること。

別記様式第7号の2（第4条関係）

（平27議会告示2・追加、平29議会告示3・一部改正）

政務活動報告書

会派名又は議員名

活動名称	
活動年月日又は活動期間	
場所	
活動の相手先又は調査委託先	
目的、内容、結果等	【目的】 【内容】 【結果（成果）等】
関連領収書等添付票整理番号	

注) 1 調査委託の場合は、「場所」の記載は不要

2 調査委託の場合は、委託契約書の写し及び成果品を添付すること。

別記様式第8号（第4条関係）

（平19議会告示3・追加、平25議会告示2・令3議会告示4・一部改正）

支払証明書

経費の項目及び 使途	政務活動費の 支出額	支払先及び 支払年月日	活動年月日及び場所	摘要
		(年月日)	年 月 日 ～ 年 月 日	
		(年月日)	年 月 日 ～ 年 月 日	
		(年月日)	年 月 日 ～ 年 月 日	
		(年月日)	年 月 日 ～ 年 月 日	

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者

〔会派にあつては会派名及び経理責任者名
議員にあつては議員名〕

注) 1 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「摘要欄」に全体額及び按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

2 領収書等を取得することが困難である理由を「摘要欄」に簡潔に記載すること。

別記様式第9号（第5条関係）

（平15議会告示6・追加、平19議会告示3・旧別記様式第7号線下・一部改正、平25
議会告示2・令3議会告示4・一部改正）

年 月 日

島根県知事 様

島根県議会議長

氏名

政務活動費収支報告書等（写）の送付について

島根県政務活動費の交付に関する規程第5条の規定により、 年度政務活動費収支報告書、
領収書等及び支払証明書の写しを別添のとおり送付します。